

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

1 教育・保育の提供区域の設定と見込量の考え方

(1) 区域設定の考え方

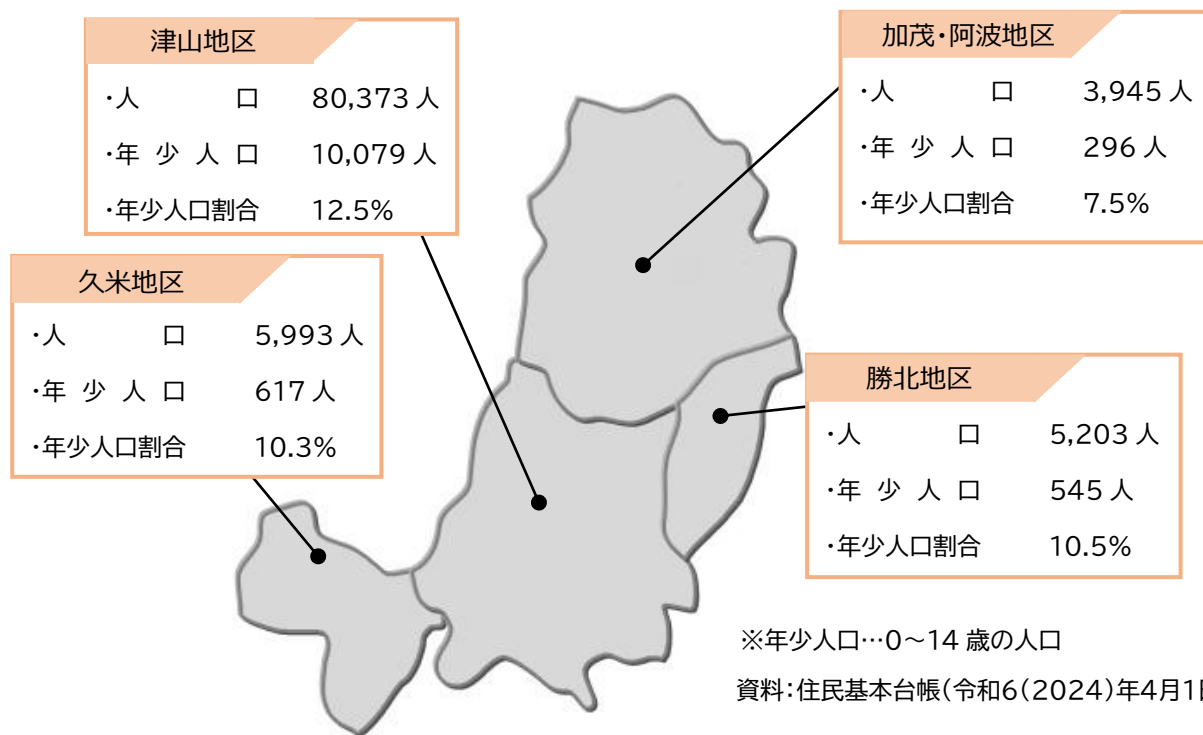
市町村の「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「量の見込み」(利用ニーズ)を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期(以下「確保方策」)」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域(以下「提供区域」)」を定める必要があります。

本計画では、「津山地区」「加茂・阿波地区」「勝北地区」「久米地区」の4つの提供区域を設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業では、事業の性質などから、4地区で一体的に確保方策を定めるものもあります。

■津山市略図



(2)各地区の教育・保育等の施設(事業)の状況

令和6(2024)年4月1日現在

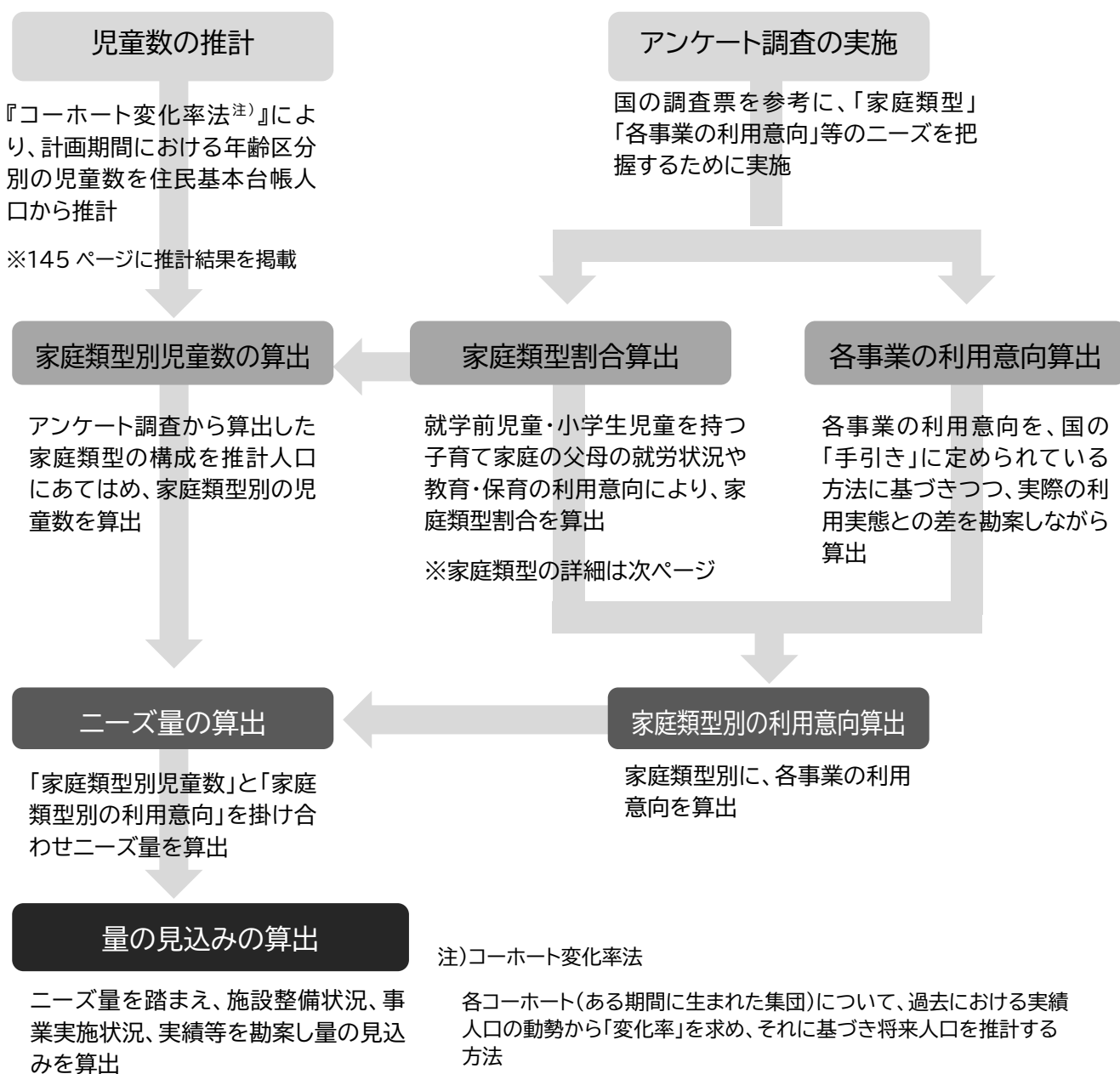
施設(事業)		津山地区	加茂・阿波地区	勝北地区	久米地区
教育	私立幼稚園数 (定員)	2園 (355人)	—	—	—
	公立幼稚園数 (定員)	2園 (300人)	—	—	—
保育	私立保育所数 (定員)	22園 (2,347人)	—	—	—
	公立保育所数 (定員)	1園 (120人)	—	—	1園 (60人)
教育・保育	私立認定こども園数 (定員)	2園 (369人)	1園 (110人)	—	—
	公立認定こども園数 (定員)	—	—	1園 (230人)	1園 (155人)
主な地域子ども・子育て支援事業	子育て支援拠点事業	6か所	—	1か所	1か所
	子育て短期支援事業	2施設	—	—	—
	ファミリー・サポート・センター	1か所	—	—	—
	一時預かり事業 (幼稚園)	6園	1園	1園	1園
	一時預かり事業 (保育園(所)・その他)	11か所	1か所	1か所	1か所
	延長保育事業	24園	1園	1園	2園
	病児保育事業 (医療機関)	2か所	—	—	—
	放課後児童クラブ	21クラブ (36クラス)	1クラブ (1クラス)	2クラブ (2クラス)	2クラブ (3クラス)
その他	児童館	2館	2館	—	—
	放課後子ども教室	17教室	1教室	1教室	1教室

(3)「量の見込み」の計算方法について

① 基本の計算方法

「量の見込み」については、アンケート調査の結果に基づき、以下の計算式を基本として各事業の見込量を提供区域ごとに算出しました。なお、ニーズ量は国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための考え方(改訂版)」に基づき算出しています。また、利用者支援事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、実費徴収に係る補足給付事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、アンケート調査の結果によらず「量の見込み」を推計しています。

■見込み量算出のプロセス



② 家庭類型の種類について

対象となるこどもの父母の有無や就労状況から「家庭類型」を設定しており、家庭類型の種類の種類は、下記のタイプAからタイプFの8種類となっています。子ども・子育て支援給付の認定区分は家庭類型ごとに保護者の利用希望等を勘案して設定することとなっています。

保育の必要性のもと、限時間は48時間～64時間の間で市町村において設定可能であり、本市では下限時間を48時間に設定しています。

■家庭類型の種類の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月 120 時間以上 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

■家庭類型と父母の就労の関係

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120 時間以上	120 時間未満	48 時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ B	タイプ C	タイプ C'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120 時間以上	タイプ C	タイプ E		タイプ D	
	120 時間未満					
	48 時間未満	タイプ C'		タイプ E'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプ D			タイプ F

2 幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援制度では、教育・保育を利用する子どもについて、その年齢や保育の必要性の状況に応じて以下の3つの区分のいずれかに認定し、その認定区分に応じて教育・保育等のサービスを提供します。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども（教育標準時間認定）	幼稚園・認定こども園（教育利用）
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育認定）	保育園（所）・認定こども園（保育利用）
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育認定）	保育園（所）・認定こども園（保育利用）・地域型保育（※）

※小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、事業所内保育（主として従業員の子どもの保育を提供）、居宅訪問型保育（居宅において1対1の保育を提供）の4種類

<確保方策の考え方>

1号認定について、津山地区においては幼稚園や認定こども園での受入を行います。加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区においても、認定こども園により確保を図ります。全地区において、ニーズより定員が大幅に上回る状況であり、教育の利用希望者が安心して教育を選択できる環境にあります。

2号認定の幼稚園利用希望者に対しては、私立幼稚園や公立幼稚園及び認定こども園全園で実施している預かり保育により対応します。

2号認定の保育利用希望者は、全地区において、定員がニーズを上回るものと想定していますが、3号認定は、津山地区について、ニーズが定員を上回るものと想定しています。また、加茂・阿波地区、勝北地区は、計画期間中を通して、定員がニーズを上回るものと想定しています。久米地区については、令和9（2027）年度以降は定員がニーズを上回るものと想定しています。

なお、最低基準を満たすことを前提に、園児数に対する職員配置の体制整備や、一定の範囲内で利用定員を上回る受入が可能となる「定員弾力化」措置があるほか、津山地区の児童が他の地区の利用施設へ入園するなど提供区域を越えての利用もあるため、いずれの地区も計画期間中の受入に支障は生じません。

《津山地区》

【単位：実利用人数/年】

津山地区		令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		388	1,488	273	423	423	373	1,463	266	425	411
			計 2,607					計 2,565			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設※1	351	1,556	196	373	392	297	1,556	196	373	392
	確認を受けない幼稚園※2	280	—	—			280	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 8			0	0	事業所内保育 8		
	小計	計 631 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,525				計 577 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,525			
②－①		243	▲82			204	▲40				
津山地区		令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		349	1,395	257	424	409	327	1,327	251	420	403
			計 2,485					計 2,401			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	297	1,556	196	373	392	297	1,536	196	373	392
	確認を受けない幼稚園	280	—	—			280	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育8			0	0	事業所内保育8		
	小計	計 577 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,525				計 577 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,505			
②－①		228	40			250	104				
津山地区		令和11(2029)年度									
		1号	2号	3号							
				0歳	1歳	2歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		314	1,296	243	420	396					
			計 2,355								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	297	1,536	196	373	392					
	確認を受けない幼稚園	280	—	—							
	上記以外	0	0	事業所内保育8							
	小計	計 577 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,505								
②－①		263	150								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※1：施設型給付(施設の運営等に係る費用の補助)を受けるために市町村から「確認」が行われた幼稚園、保育園(所)、認定こども園。

※2：施設型給付の対象となる施設の確認を受けていない幼稚園。

《加茂・阿波地区》

【単位：実利用人数/年】

加茂・阿波地区		令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		3	30	4	8	9	3	27	4	8	8
			計 51					計 47			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	35	5	10	10	15	35	5	10	10
	確認を受けない幼稚園	0	—	—			0	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 0			0	0	事業所内保育 0		
	小計	計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 60				計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 60			
②－①		12	9				12	13			
加茂・阿波地区		令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		3	26	4	8	8	3	22	4	7	8
			計 46					計 41			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	35	5	10	10	15	35	5	10	10
	確認を受けない幼稚園	0	—	—			0	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 0			0	0	事業所内保育 0		
	小計	計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 60				計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 60			
②－①		12	14				12	19			
加茂・阿波地区		令和11(2029)年度									
		1号	2号	3号							
				0歳	1歳	2歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		3	22	3	7	8					
			計 40								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	35	5	10	10					
	確認を受けない幼稚園	0	—	—							
	上記以外	0	0	事業所内保育 0							
	小計	計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 60								
②－①		12	20								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《勝北地区》

【単位：実利用人数/年】

勝北地区		令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		10	86	8	15	16	8	80	7	16	15
			計 125					計 118			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	30	140	10	25	25	30	140	10	25	25
	確認を受けない幼稚園	0	—	—			0	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 0			0	0	事業所内保育 0		
	小計	計 30 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200				計 30 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200			
②－①		20	75				22	82			
勝北地区		令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		6	73	7	15	15	5	64	7	15	14
			計 110					計 100			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	30	140	10	25	25	30	140	10	25	25
	確認を受けない幼稚園	0	—	—			0	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 0			0	0	事業所内保育 0		
	小計	計 30 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200				計 30 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200			
②－①		24	90				25	100			
勝北地区		令和11(2029)年度									
		1号	2号	3号							
				0歳	1歳	2歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		4	60	6	14	13					
			計 93								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	30	140	10	25	25					
	確認を受けない幼稚園	0	—	—							
	上記以外	0	0	事業所内保育 0							
	小計	計 30 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200								
②－①		26	107								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《久米地区》

【単位：実利用人数/年】

久米地区		令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		9	117	13	30	27	8	109	13	26	34
			計 187					計 182			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	130	13	28	29	15	130	13	28	29
	確認を受けない幼稚園	0	—	—			0	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 0			0	0	事業所内保育 0		
	小計	計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200				計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200			
②－①		6	13				7	18			
久米地区		令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		8	102	12	25	29	7	95	12	24	28
			計 168					計 159			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	130	13	28	29	15	130	13	28	29
	確認を受けない幼稚園	0	—	—			0	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 0			0	0	事業所内保育 0		
	小計	計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200				計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200			
②－①		7	32				8	41			
久米地区		令和11(2029)年度									
		1号	2号	3号							
				0歳	1歳	2歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		7	97	11	23	27					
			計 158								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	15	130	13	28	29					
	確認を受けない幼稚園	0	—	—							
	上記以外	0	0	事業所内保育 0							
	小計	計 15 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 200								
②－①		8	42								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

《全地区合計》

【単位：実利用人数/年】

全地区合計		令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		410	1,721	298	476	475	392	1,679	290	475	468
			計 2,970					計 2,912			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	411	1,861	224	436	456	357	1,861	224	436	456
	確認を受けない幼稚園	280	—	—			280	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 8			0	0	事業所内保育 8		
	小計	計 691 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,985				計 637 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,985			
②－①		281	15				245	73			
全地区合計		令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		366	1,596	280	472	461	342	1,508	274	466	453
			計 2,809					計 2,701			
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	357	1,861	224	436	456	357	1,841	224	436	456
	確認を受けない幼稚園	280	—	—			280	—	—		
	上記以外	0	0	事業所内保育 8			0	0	事業所内保育 8		
	小計	計 637 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,985				計 637 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,965			
②－①		271	176				295	264			
全地区合計		令和11(2029)年度									
		1号	2号	3号							
				0歳	1歳	2歳					
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		328	1,475	263	464	444					
			計 2,646								
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育・保育施設	357	1,841	224	436	456					
	確認を受けない幼稚園	280	—	—							
	上記以外	0	0	事業所内保育 8							
	小計	計 637 (幼稚園及び 預かり保育を含む)	計 2,965								
②－①		309	319								

※2号認定のうち、「幼児期の教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1)利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」の3類型があります。基本型の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点等において、「利用者支援」と「地域連携」をともに行う事業です。特定型の利用者支援事業は、主に市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う事業です。地域子育て相談機関については、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、保育園(所)等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備するものです。

<確保方策の考え方>

津山すこやか・こどもセンター、加茂支所、勝北支所及び久米支所の4か所において、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や子育てに関する相談等を実施し、利用者の支援を進めます。

特に、津山すこやか・こどもセンターは、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整を行うなど、本市の子ども・子育て支援の中核的施設としての役割を担います。

また、津山すこやか・こどもセンター内に設置された「こども家庭センター型」の津山市子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施します。

津山市子育て世代包括支援センターと津山市子ども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センターについては、令和8(2026)年度の設置を目標に、体制を整備します。

地域子育て相談機関については、令和8(2026)年度に、4か所の設置を目標に、体制を整備します。

① 利用者支援事業(基本型・特定型)

【単位:施設数】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
津山地区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
加茂・阿波地区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
勝北地区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
久米地区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み(全地区合計)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策(箇所数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

② 利用者支援事業(こども家庭センター型)

【単位:施設数】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
全地区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み(全地区合計)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和7(2025)年度は子育て世代包括支援センター業務として1か所継続とする。

③ 利用者支援事業(地域子育て相談機関)

【単位:施設数】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
全地区	0か所	4か所	4か所	4か所	4か所
量の見込み(全地区合計)	0か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策(箇所数)	0か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

私立保育園1園、公立保育所・公立認定こども園3園、公立幼稚園2園、親子ひろば「すくすく」及び親子ひろば「わくわく」の計8か所において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前保育等を実施し、子育て支援を進めます。

【単位:延べ利用人数/月】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
津山地区	4,060人日	4,144人日	4,137人日	4,096人日	4,093人日
加茂・阿波地区	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
勝北地区	96人日	98人日	98人日	93人日	91人日
久米地区	124人日	121人日	112人日	106人日	105人日
量の見込み(全地区合計)	4,280人日	4,363人日	4,347人日	4,295人日	4,289人日
確保方策(箇所数)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

医療機関等への委託による実施を継続し、対象者の確実な受診に向けた勧奨に努め、母子の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。

【単位:延べ利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
津山地区	6,336人回	6,156人回	5,952人回	5,784人回	5,592人回
加茂・阿波地区	120人回	120人回	108人回	108人回	96人回
勝北地区	204人回	192人回	192人回	180人回	168人回
久米地区	276人回	276人回	264人回	252人回	240人回
量の見込み(全地区合計)	6,936人回	6,744人回	6,516人回	6,324人回	6,096人回
確保方策					
実施場所	県内委託契約医療機関等		実施体制	左記機関等への委託	
検査項目	妊婦一般健康診査 (尿化学検査、血液検査、超音波検査等)		実施時期	随時	

(4)妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

妊婦やその配偶者の様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげられるよう事業を実施します。

【単位:延べ利用回数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(全地区合計)	766回	744回	722回	698回	676回
確保方策(全地区合計)	766回	744回	722回	698回	676回
確保方策					
実施体制	直営		実施機関	市	

(5)産後ケア事業

家事、育児について家族の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする産婦及びその乳児(生後1年未満)に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行う事業です。

<確保方策の考え方>

事業の利用を必要とする母子が適切に事業を利用することができるよう、事業の周知を図るとともに受入体制の拡充を進めます。

【単位:延べ利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(全地区合計)	93人日	90人日	87人日	85人日	82人日
確保方策(全地区合計)	93人日	90人日	87人日	85人日	82人日
確保方策					
実施体制	委託		実施機関	市	
委託団体等	医療機関、助産院、助産師				

(6)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<確保方策の考え方>

本市所属保健師を中心とした訪問と地域の愛育委員による訪問の体制を継続し、全ての対象家庭への実施をめざすとともに、保護者の子育てに関する様々な不安や悩みの解消に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげることで、健やかな育成環境の確保を図ります。

【単位:実利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
津山地区	529人	514人	497人	483人	467人
加茂・阿波地区	10人	10人	9人	9人	8人
勝北地区	17人	16人	16人	15人	14人
久米地区	24人	24人	23人	22人	21人
量の見込み(全地区合計)	580人	564人	545人	529人	510人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応・一部委託)		実施機関	市	
委託団体等	保健師・助産師・看護師・保育士・愛育委員				

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<確保方策の考え方>

本市所属保健師による訪問を継続し、全ての対象家庭への実施をめざすとともに、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【単位：実利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
津山地区	204人	208人	211人	213人	214人
加茂・阿波地区	4人	4人	3人	3人	3人
勝北地区	9人	8人	8人	8人	7人
久米地区	3人	3人	3人	3人	3人
量の見込み(全地区合計)	220人	223人	225人	227人	227人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応)		実施機関	市	

(8) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象として、家庭訪問、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

支援が必要な家庭に対して、訪問支援員が家庭訪問、子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助を行います。

【単位：延べ利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(全地区合計)	91人日	89人日	87人日	86人日	84人日
確保方策					
実施体制	委託		実施機関	市	
委託団体等	市内事業者				

(9)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

<確保方策の考え方>

量の見込みは行わず、市民ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

(10)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

<確保方策の考え方>

量の見込みは行わず、市民ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

(11)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ))です。

<確保方策の考え方>

児童の養育に支障が生じないよう、現在委託している2つの福祉施設による受入体制を維持します。

【単位:延べ利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
津山地区	96人日	95人日	91人日	88人日	86人日
加茂・阿波地区	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
勝北地区	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
久米地区	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
量の見込み(全地区合計)	96人日	95人日	91人日	88人日	86人日
確保方策(箇所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(12)ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

<確保方策の考え方>

子育てに関する講習会や気軽に参加できる交流会を開催し、依頼会員、提供会員の登録を促進するとともに、会員相互の親睦を図ります。

【単位:延べ利用人数/年】

津山地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,291人日	1,290人日	1,289人日	1,290人日	1,293人日
確保方策	1,290人日	1,290人日	1,290人日	1,290人日	1,290人日

加茂・阿波地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	31人日	32人日	32人日	31人日	28人日
確保方策	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日

勝北地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	30人日	30人日	30人日	30人日	29人日
確保方策	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日

久米地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	28人日	28人日	29人日	29人日	30人日
確保方策	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日

全地区合計	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,380人日	1,380人日	1,380人日	1,380人日	1,380人日
確保方策	1,380人日	1,380人日	1,380人日	1,380人日	1,380人日

(13)一時預かり事業

保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたいときなどに、主として昼間において、幼稚園・保育園(所)その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業(幼稚園型)

<確保方策の考え方>

津山地区では私立幼稚園2園と公立幼稚園2園、認定こども園2園で実施、加茂・阿波地区、勝北地区及び久米地区については、認定こども園各1園で実施しており、現体制で対応します。

【単位:延べ利用人数/年】

津山地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	18,829人日	18,163人日	17,069人日	15,991人日	15,466人日
確保方策	18,829人日	18,163人日	17,069人日	15,991人日	15,466人日

加茂・阿波地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	24人日	24人日	25人日	23人日	23人日
確保方策	24人日	24人日	25人日	23人日	23人日

勝北地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	200人日	186人日	170人日	148人日	139人日
確保方策	200人日	186人日	170人日	148人日	139人日

久米地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	290人日	271人日	252人日	235人日	238人日
確保方策	290人日	271人日	252人日	235人日	238人日

全地区合計	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	19,343人日	18,644人日	17,516人日	16,397人日	15,866人日
確保方策	19,343人日	18,644人日	17,516人日	16,397人日	15,866人日

②一時預かり事業(一般型)

<確保方策の考え方>

保育園(所)や認定こども園の一時預かり事業は全地区で実施されており、現状の体制で対応するとともに必要に応じて実施園の拡大を検討します。

※ファミリー・サポート・センターの考え方については、(12)に記載しています。

【単位:延べ利用人数/年】

津山地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	4,231人日	4,147人日	4,005人日	3,857人日	3,763人日
確保方策	4,231人日	4,147人日	4,005人日	3,857人日	3,763人日
保育園(所)等での一時預かり	4,120人日	4,039人日	3,902人日	3,759人日	3,668人日
ファミリー・サポート・センター	111人日	108人日	103人日	98人日	95人日

加茂・阿波地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	21人日	20人日	19人日	18人日	18人日
確保方策	21人日	20人日	19人日	18人日	18人日
保育園(所)等での一時預かり	18人日	17人日	16人日	15人日	15人日
ファミリー・サポート・センター	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日

勝北地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	346人日	326人日	308人日	277人日	260人日
確保方策	346人日	326人日	308人日	277人日	260人日
保育園(所)等での一時預かり	343人日	323人日	305人日	274人日	257人日
ファミリー・サポート・センター	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日

久米地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	234人日	229人日	212人日	200人日	198人日
確保方策	234人日	229人日	212人日	200人日	198人日
保育園(所)等での一時預かり	233人日	228人日	211人日	199人日	197人日
ファミリー・サポート・センター	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日

全地区合計	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	4,832人日	4,722人日	4,544人日	4,352人日	4,239人日
確保方策	4,832人日	4,722人日	4,544人日	4,352人日	4,239人日
保育園(所)等での一時預かり	4,714人日	4,607人日	4,434人日	4,247人日	4,137人日
ファミリー・サポート・センター	118人日	115人日	110人日	105人日	102人日

(14)延長保育事業

2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用時間帯以外において、保育園(所)等で保育を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

保育園(所)・認定こども園で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。

【単位:実人数/年】

津山地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,108人	1,069人	1,037人	1,008人	972人
確保方策	1,108人	1,069人	1,037人	1,008人	972人

加茂・阿波地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	8人	8人	7人	5人	4人
確保方策	8人	8人	7人	5人	4人

勝北地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	46人	45人	46人	47人	45人
確保方策	46人	45人	46人	47人	45人

久米地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	75人	72人	71人	68人	65人
確保方策	75人	72人	71人	68人	65人

全地区合計	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,237人	1,194人	1,161人	1,128人	1,086人
確保方策	1,237人	1,194人	1,161人	1,128人	1,086人

(15) 病児保育事業

病児について、医療機関等に付設された専用スペース又は病児保育のための専用施設において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

<確保方策の考え方>

医療機関2か所で、生後7か月の乳児から小学校6年生までを対象として実施しており、引き続き現状の体制維持と利便性の向上、事業の周知に取り組みます。

【単位:延べ利用人数/年】

地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(全地区合計)	1,526人日	1,611人日	1,651人日	1,668人日	1,695人日
確保方策(箇所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育園(所)等に入所していない生後6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えらるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

<確保方策の考え方>

国の給付制度開始に合わせ、保育園(所)等において、希望する方が利用できる体制を提供します。

【単位:延べ利用人数/年】

全地区合計	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		180人日	156人日	144人日	132人日
確保方策		180人日	156人日	144人日	132人日

(17)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

<確保方策の考え方>

利用ニーズに応じた受入体制の拡充を図るとともに、放課後子ども教室との一体的な実施など実施内容の充実や、研修等による支援員の資質向上や処遇改善によるクラブの安定的な運営に向けた支援を行います。

【単位:実人数/年】

津山地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,381人	1,367人	1,368人	1,366人	1,354人
1～3年生	1,074人	1,045人	1,038人	1,025人	1,010人
4～6年生	307人	322人	330人	341人	344人
確保方策	1,381人	1,367人	1,368人	1,366人	1,354人
1～3年生	1,074人	1,045人	1,038人	1,025人	1,010人
4～6年生	307人	322人	330人	341人	344人

加茂・阿波地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	72人	68人	60人	51人	43人
1～3年生	44人	36人	29人	20人	18人
4～6年生	28人	32人	31人	31人	25人
確保方策	72人	68人	60人	51人	43人
1～3年生	44人	36人	29人	20人	18人
4～6年生	28人	32人	31人	31人	25人

勝北地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	67人	68人	70人	72人	70人
1～3年生	56人	55人	56人	57人	54人
4～6年生	11人	13人	14人	15人	16人
確保方策	67人	68人	70人	72人	70人
1～3年生	56人	55人	56人	57人	54人
4～6年生	11人	13人	14人	15人	16人

(次ページへ続く)

久米地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	96人	96人	96人	96人	92人
1～3年生	75人	76人	74人	75人	70人
4～6年生	21人	20人	22人	21人	22人
確保方策	96人	96人	96人	96人	92人
1～3年生	75人	76人	74人	75人	70人
4～6年生	21人	20人	22人	21人	22人

全地区合計	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,616人	1,599人	1,594人	1,585人	1,559人
1～3年生	1,249人	1,212人	1,197人	1,177人	1,152人
4～6年生	367人	387人	397人	408人	407人
確保方策	1,616人	1,599人	1,594人	1,585人	1,559人
1～3年生	1,249人	1,212人	1,197人	1,177人	1,152人
4～6年生	367人	387人	397人	408人	407人

(18)実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得等の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費等に要する費用の一部を市が補助します。

<確保方策の考え方>

対象者に対する補助を継続して実施します。

全地区	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の整備を進める上で、多様な事業者の新規参入施設や、特別な支援が必要な子どもへの受入体制の構築など、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

<確保方策の考え方>

民間事業者などからの相談等に応じ、需要に沿った支援を行います。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。そのため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていないこどもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

現在、幼保連携型認定こども園2園、保育所型認定こども園3園が設置・運営されています。認定こども園は、保育園(所)・幼稚園利用者のうち就労状況が変わった方への対応を図る上で有効な施設であり、多様な教育・保育ニーズに適切に応じられるよう、ニーズ量を適切に把握し、必要に応じて認定こども園の設置を検討します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子育てを取り巻く環境は日々変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する助言や支援が得にくく、また共働き家庭の増加や非正規雇用割合の高まり等を背景とした経済的な格差の広がりなど、社会経済状況の変化も相まって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況にあっても、保護者が子育ての第一義的責任をもち、家庭が教育の原点であり出発点であるとの認識のもと、保護者が子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、こども・子育て支援施策の中核的事業である教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を強力に推進していく必要があります。

① 教育・保育の役割等

幼児期のこども・子育て支援の中核となる保育園(所)・幼稚園・認定こども園では、受け入れる乳幼児の対象年齢や保育時間、保護者の就労状況等に違いはありますが、平成30(2018)年3月に、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂され、教育及び保育のねらいや内容に関して整合性が図られています。そのため、養護と教育が一体となった質の高い保育実践を推進し、全てのこどもが望ましい教育及び保育を等しく受けられる環境づくりに努め、全てのこどもに質の高い教育及び保育を総合的に提供します。

また、「津山市における幼児教育の理念と展望」[P.78参照]でうたわれているように、人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考え、一人一人のこどもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におき、地域の実情に応じた教育・保育環境の整備を進めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の役割等

地域子ども・子育て支援事業については、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象に、子どもの健やかな成長の保障と保護者の子育て相談や保護者同士での交流等のニーズの充足をめざし、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を提供するため、関連事業の質と量の向上を図るとともに、特別な支援の必要な保護者や子どもに適切な支援が行き届くよう、保護者や地域の協力を得ながら支援体制の充実を図ります。

(3) 地域における教育・保育及び地域型保育事業を行う者の連携並びに保育園(所)・幼稚園・認定こども園等と小学校等との連携の推進方策

本市では、「これからの津山市の幼児教育のあり方について」[P.78 参照]の理念を受け継いで作成した「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、保育園(所)と幼稚園、認定こども園、また、公立と私立の別なく、全ての施設でこのカリキュラムの活用と検証に取り組んでいます。これらの積み重ねや合同研修、公開保育の実施により、本市における教育・保育内容の統合と水準の向上を図ります。

また、発達や学びの連続性を踏まえ、保育園(所)・幼稚園・認定こども園における教育・保育から小学校における教育へと円滑に移行できるよう、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の合同の研修会を実施しているほか、市内の保育園(所)・幼稚園・認定こども園・小学校(以下、「保幼小」という。)には保幼小連携の担当者を配置しており、各地域で交流・連携が進められています。今後は、『津山市保幼小の架け橋プログラム』を推進し、教育及び保育の充実や改善に向けた取組を進めるとともに、全てのこどもが切れ目のない支援を受けられるよう、連携を強化していきます。

なお、本市では、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)のうち、事業所内保育事業が実施されています。今後、地域型保育事業の実施を希望する事業者がある場合、その必要性が認められた際には、実施に向けて支援を検討します。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国では、急速な少子化の進行や幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元(2019)年10月から、保育園(所)・幼稚園・認定こども園等や幼稚園の預かり保育の利用料について、対象の範囲内での無償化を開始しています。引き続き本市においても、施設等利用給付を行うに当たり、各事業者に対する確認や認定、利用費の支払いを円滑に行い、幼児教育・保育に係る保護者の費用負担の軽減を図ります。

5 つやまっ子にこにこプランの円滑な運用に向けた取組

(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市では、産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園(所)等の保育事業を利用できるよう、これらの休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を津山すこやか・こどもセンターや各支所、地域子育て支援センター等で行っています。今後も、産後の休業や育児休業を安心して取得できるようにするため、本市の子育て支援サービスに関する情報の集約・提供と相談支援を充実していきます。

(2)こどもまんなか社会に向けた気運の醸成

「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。本市においても、あらゆる場面で当事者等の意見を聞く機会の充実や、こどもの権利を尊重するとともに、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、「こどもまんなか社会」実現の基盤づくりを進めます。

(3)関係団体・支援団体の連携強化

こども・若者・子育て家庭を地域社会全体で支援していくためには、市だけでなく、こども・若者・子育てに関わる関係団体・機関を含めた地域全体の連携が必要になってきます。本計画の推進に当たっては、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・機関などと連携し、相互に情報共有を図りながら、事業の推進・調整を行います。

(4)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する岡山県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

全国的に児童虐待に関する相談件数は増大しており、また虐待死亡事例に占める0歳児の割合も高いことから、妊娠期や出産後間もない時期の早い段階から虐待の発生予防と早期の対応が求められています。本市においても、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を核に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応を進め、庁内の関係部局、関係機関等との間での情報共有やケース対応に際しての連携を密に行います。

今後も、産婦、妊婦及び乳幼児健康診査や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等の取組を通じて養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭の把握に努め、必要に応じて児童相談所の機能を活用しながら、養育支援事業等の必要な支援につなげていきます。

また、専門性を有する職員の配置や県等が実施する講習会への職員の参加などを通じ、市の体制強化、職員の資質向上を図るほか、里親制度の広報、啓発等における県との連携により、地域における社会的養育の体制づくりを進めていきます。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

将来にわたりひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送ることができるよう就業支援や経済的支援、生活支援を展開します。その他、子育て、仕事、DV等の悩み事や困りごとについて、相談できる体制を整備します。

また、これと併せてひとり親家庭等が子育てや家事と仕事を両立するうえで直面する困難を解消し、自立への意欲や希望を持ち続けるために、子育てや生活面での様々な福祉サービスを提供できるよう、本市における関係部署や関係機関との連携を強化し、種々のサービスを組み合わせた総合的な支援を推進します。

③ 障害児施策の充実等

こどもの障害の早期発見及び療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等を継続して推進するとともに、幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みに対しては、本市の教育相談や保育園(所)・幼稚園・認定こども園での相談を行うほか、保健所の総合相談の活用等、連携を図ります。

また、障害児等の特別な支援が必要なこどもの個々の自立に向けた生活支援と集団生活への適応をめざし、保健所と共同で家庭訪問を実施し育児支援に当たるとともに、児童発達支援事業所や津山市特別支援教育推進センター通級指導教室幼児部(西・北小学校)等による療育や教育を推進します。また、医療的ケアを必要とする児童が地域で生活するために必要な支援体制の整備・強化に努めます。

保育園(所)・幼稚園・認定こども園における特別な支援が必要なこどもの保育については、人員配置の充実をめざすほか、保育士、幼稚園教諭等の資質や専門性の向上を図るため、特別支援教育に関する研修会や巡回指導を実施するとともに、特別な配慮が必要なこども一人一人に対して個別の教育支援計画・指導計画を作成し、障害の程度に応じた適切な支援やインクルーシブ教育を進めます。

発達障害等のあるこどもに対する必要な支援が円滑に行われるためには、発達障害等に関する社会的理解を広げる必要があります。そのため、発達障害や障害児への福祉・教育施策についての啓発活動の推進にも努めます。

(5)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

また、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現に向け、個人や事業者を対象とした啓発講座等を実施するとともに、企業や団体等の取組について、全国の優良事例を情報提供するほか、国や県の認証・認定制度や表彰制度の紹介や推薦、事業者へのアドバイザー派遣やワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などにより、事業者の自主的な取組を促進します。

このほかにも、津山広域事務組合と連携を図りながら、「広域行政ホットニュース」への掲載などを通じ、これらの事業の広報・啓発活動に積極的に取り組みます。

また、延長保育や一時預かり等といった多様な保育支援の充実や放課後児童クラブの拡充など、様々な働き方に対応した子育て支援サービスの推進にも努めます。